

業務委託（毎木調査）仕様書

第1 総則

- 1 本業務委託は、県営林（県有林・県行造林）の立木による売払いの際に、適正な評価を行うため、対象森林の樹種、用途ごとに品質区分、胸高直径、平均樹高等の因子を調査することを目的としている。
- 2 この仕様書は、県営林生産事業業務委託（毎木調査）の委託業務について一般的事項及び調査事項を定め適用するものである。
- 3 本業務委託の実行に当たっては、全て誠意を旨とし、かつ実施の細部について受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）が定めた監督員の指示に従わなければならない。
なお、乙が甲に提出する書類は、特別な事情がない限り監督員を経由しなければならない。
- 4 本業務委託の結果を基に、入札による立木の売り払いを前提としていることから、乙は佐賀県公告に基づき、県営林林産物の売払いの一般競争入札に参加できない。

第2 委託名及び委託概要

- 1 委託名 上嶽県行造林他 県営林生産事業業務委託（毎木調査）
- 2 委託地 佐賀市他
- 3 委託期間 契約締結の日から 令和2年3月13日まで
- 4 委託概要 毎木調査 A = 12.34 h a
上嶽県行造林 A = 7.25 h a
天導寺県行造林 A = 5.09 h a

第3 業務計画書の提出

- 1 乙は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

第4 契約内容の変更中止

- 1 甲は、必要のある場合には、契約の内容を変更し、又は、契約の全部若しくは一部を一時中止させることができる。
なお、この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面によりこれを定める。

第5 成果品（収穫調査報告書）

- 1 乙は、収穫調査報告書に次のものを添付しなければならない。
 - (1) 収穫調査集計表（様式第1号の1）
 - (2) 標準地調査及び樹高曲線図（様式第1号の2）
 - (3) 毎木調査野帳（様式第1号の3）

- 2 収穫調査に用いる計量単位は、次によらなければならない。

区分	計量単位	備考
胸高直径	cm (2cm括約)	10cm以上の立木を対象とする。 2cm括約の読み方は、例えば胸高直径7cm以上9cm未満のものは8cmと読む。
樹高	m	単位未満は四捨五入とする。
単木材積	0.001 m ³	小数点4位以下を四捨五入し3位止めとする。

第6 収穫区域の調査及び表示

- 1 収穫区域の調査及び表示は、甲が行うものとし、実測図を作成して面積を確定するとともに、区域界の表示を行う。
- 2 甲は、収穫区域内縁立木の見やすい箇所（胸高部）に、適宜の間隔で原則として白色の間伐テープを巻いて表示する。ただし、収穫区域界が天然林、伐採跡地等で明瞭な場合は省略することがある。

第7 立木の調査

- 1 立木の調査方法は、毎木調査法とし、次のとおり行う。
 - (1) 対象森林内の全木について、樹種、品質別に胸高直径を測定する。
なお、樹高については、適当数の標本木の樹高を測定の上、直径階を同じくする平均樹高を算定する。
 - (2) 標本木の選定は、全区域からまんべんなく任意に抽出するものとし、本数は林分を構成する直径階数の10倍相当数以上又は全林分本数の3%以上とする。
 - (3) 平均樹高の算定は、標本木測定の結果に基づき、直径階平均樹高を算出し、直径と樹高との関係を曲線グラフとし、その曲線を更正の上、各直径階の更正樹高を決定する。
- 2 立木の分類
 - (1) 立木の品質は、次の基準により分類する。
 - ア 正常木
 - イ 根曲り木：地上高2m以下で曲がっているが、その上部で4m以上の直材が採材できるもの
 - ウ 曲り木：不良木以外で全幹部にわたって原則的に4m直材の採材ができないもの
 - エ 不良木：欠損木、折損木、空洞木等
- 3 胸高直径の測定
 - (1) 胸高直径の測定は、原則として輪尺を用いて傾斜の上方の地際から1.2mの位置を山測一方差しで測定する。
 - (2) 樹幹断面が扁平、円形等の立木であって胸高直径の最小最大の差が4cm以上の場合は、その測定値の平均とする。
 - (3) 胸高位置に枝、節等著しい不整形を有する立木は、その上、下の正常な部分で等間隔にある直径を測定し平均する。
- 4 樹高の測定
 - (1) 樹高は、傾斜の上方地際より梢頭までの全長を測高器、測竿等をもって測定する。
- 5 立木材積の算定
 - (1) 単木材積は、樹種、品質ごとに胸高直径及び樹高の測定値を基にして、「林野庁計画課編立木幹材積表-西日本編-」により求める。

第8 その他

- 1 乙は、収穫調査の委託業務上、知り得た成果等について、他人に漏らしてはならない。